

令和6年1月9日	
所 属	住宅管理担当
所属長	秋岡 修司
電 話	06-6489-6632

## 令和6年能登半島地震の被災者への市営住宅の提供について

尼崎市は、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震の被災者に対して、次のとおり市営住宅を提供します。

### 1 提供戸数

市営住宅の空き住戸のうち、比較的状态が良く、速やかに入居することのできる住戸20戸提供する住戸は2DK及び3DKを中心とし、世帯人数に応じて調整する。

(今後、状況に応じて順次追加)

### 2 使用形態

目的外使用による一時的な入居

### 3 入居対象者

令和6年能登半島地震の被災者（り災証明書等により確認）  
公営住宅法による収入基準等の入居者資格要件は問わない。

### 4 使用期間

原則1年以内（住宅の再建まで時間を要する場合は当面最長2年まで延長可）

### 5 使用料

家賃及び駐車場使用料免除（光熱水費、共益費、自治会費については、入居者の負担）  
敷金及び保証人も免除

### 6 申込受付

- 受付開始日…令和6年1月9日(火)
- 受付時間…月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時30分まで（開庁日に限る）
- 受付方法  
窓口または電話により受付。また、親族による代理申請も可とする。  
(入居者の住所、氏名、生年月日、同居人数、同居者の氏名、続柄などを確認)
- 手続きに必要なもの
  - ・手続きに来られた方の身分証明書（自動車運転免許証、健康保険証等。親族が代理で申請する場合は、後日、入居予定者の身分証明書を提出）
  - ・り災証明書等（後日提出可）

### 7 問い合わせ・申込み

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号  
尼崎市役所 都市整備局 住宅管理担当  
電話 06-6489-6632

以 上